

令和7年 宜野湾市教育委員会第12回(定例会)会議録

教育長 伊波 保 勝

教育委員 親川 利 恵

開催日時：令和7年12月25日(木) 午前10:00 閉会 午前10:25

開催場所：宜野湾市教育委員会 会議室

出席者：大川実教育長職務代理者、仲村和也委員、
下地美幸委員、親川利恵委員

出席職員

【教育部】教育部長 多和田眞満、教育部次長 真鳥かおり

(教育総務課) 教育総務係担当主査 大島優子、教育総務係主任主事 宇良千明

(生涯学習課) 生涯学習課長 佐久原昇

(中央公民館) 公民館係長 與那嶺敦子

【指導部】指導部長 新川健次、指導部次長 津島美智子

議事日程

教育長諸般の報告

議案第37号 宜野湾市立中央公民館の設置、管理及び職員に関する条例施行規則の
一部改正について

○大川 実 教育長職務代理者 皆さん、こんにちは。

本日の出席委員は3名で、定足数を達しております。ただいまから令和7年第12回宜野湾市教育委員会定例会を開会いたします。

本委員会で審議します案件は、議案が1件となっております。

本日の会議録署名委員には、親川教育委員を指名したいと思っております。よろしくお願いいたします。

続きまして、10月22日開催の第10回定例教育委員会の会議録の承認を行います。

会議録の署名委員は仲村和也教育委員になっております。会議録につきましては、既に配付してございますが、字句の訂正を除き、承認していただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

○仲村和也 委員 はい。

○大川 実 教育長職務代理者 ありがとうございます。

なお、前回の会議録につきましては準備中のため、次回以降にご承認いただきたいと存じます。

(教育長諸般の報告)

○大川 実 教育長職務代理者 それでは、教育長諸般の報告をいたします。

先ほどもお話ししましたが、本日、教育長不在のため、私から報告をさせていただきたいと思っております。

それでは、教育長諸般の報告を行います。

緑色の報告資料1ページをご覧ください。

11月21日金曜日、「宜野湾中学校創立40周年記念式典」が宜野湾中学校でございました。

11月22日土曜日、「第77回沖縄県民スポーツ大会総合開会式」が宜野湾市立体育館にて行われております。同日、「第77回沖縄県民スポーツ大会役員懇談会」が社会福祉協議会にて行われております。

同日、「青少年に母の愛をチャリティーコンサート」が宜野湾市民体育館で行われております。

11月25日火曜日、「第73回全国女性団体研究大会 in おきなわ、第77回九州地区地域婦人大会」が沖縄コンベンションセンターで行われております。

11月27日木曜日、令和8年度定期人事異動教育長ヒアリングが行われております。

同日に嘉数小学校大なわとび大会優勝の市長表敬訪問がございました。

11月28日金曜日、外務省の沖縄事務所、紀谷昌彦特命全権大使（沖縄担当）による市長表敬訪問がございました。

翌日、29日土曜日には、「宜野湾小学校交通安全ボランティアさわやか会結成20周年記念式典」が宜野湾小学校で行われました。

12月2日火曜日は、令和7年度「少年の主張大会」報告会及び宜野湾市青少年健全育成協議会役員による市長表敬がございました。

同日、「令和7年度宜野湾市平和大使育成事業学習報告会」が行われました。

12月3日水曜日は、沖縄キリスト教学院大学、照屋様による教育長の表敬がございました。

翌日、4日木曜日、宜野湾市議会からの政策提言に対する回答書の手交式が行われました。

同日、12月市議会定例会、12月4日から23日の間で行われております。

12月5日金曜日、ちゅら水会、#コドソラによる普天間第二小学校PFOS、汚染及び基地における被害の要請がございました。

翌日の6日にはLIVEGINOWAN2025、市民会館の前で行われ、多くの方がご来場なさっております。

12月9日火曜日には、第75回社会を明るくする運動沖縄県作文コンテスト受賞者による市長表敬がございました。

同日、JOCジュニアオリンピックカップ第39回全国都道府県対抗中学バレー大会沖縄県選抜選手に真志喜中学校生徒2名が選ばれていて、その2名による市長の表敬がございました。

12月10日水曜日、令和7年度第17回「響き合う言葉」コンテスト表彰式が中央公民館で行われております。

12月11日木曜日、「保護司会宜野湾市支部・宜野湾市更生保護女性会関係団体との交流会」が宜野湾市の社会福祉センターで行われております。

12月12日金曜日、「宮川学前沖縄担当大使離任及び紀谷昌彦信沖縄担当大使着任レセプション」がザ・ナハテラスで行われております。

12月13日土曜日、「平和記念像原型曳家工事見学会」が普天間交流施設でありました。

同日、「第48回宜野湾市PTA研究大会」が中央公民館で行われております。

12月14日日曜日、令和7年度歳末たすけあい運動、「チャリティー芸能公演」が市民会館で行われております。

12月21日日曜日には「第33回宜野湾市招待ジュニアサッカー大会閉会式（はごろもカップ2025）」宜野湾市海浜公園多目的広場で行われております。

12月24日水曜日は、「行財政改革調査検証業務最終報告会」が中央公民館で行われております。

12月25日、本日、「第12回定例教育委員会会議」となっております。

本来ならば質疑をいただくわけですが、教育長不在のため、本日はこれにて報告を終わりたいと思います。よろしくお願いたします。

(議案第 33 号)

○大川 実 教育長職務代理者 続きまして、日程 1「議案第 37 号 宜野湾市立中央公民館の設置、管理及び職員に関する条例施行規則の一部改正について」を議題といたします。

本件に対する担当者の趣旨説明を求めます。

教育部長。

○多和田眞満 教育部長 よろしくお願ひいたします。

それでは、改正箇所が多いので、ゆっくり説明してまいりたいと思います。

それでは、お手元に配付してございます、まず水色の表紙の議案書と黄色の新旧対照表、ピンクの議案資料、準備お願ひいたします。

まずは水色の表紙の議案書の 1 ページをお開き願ひます。

議案第 37 号 宜野湾市立中央公民館の設置、管理及び職員に関する条例施行規則の一部を改正する規則について。

宜野湾市立中央公民館の設置、管理及び職員に関する条例施行規則の一部を次のように改正したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 25 条第 2 項第 2 号の規定により、教育委員会の議決を求める。

令和 7 年 12 月 25 日提出、宜野湾市教育委員会教育長、伊波保勝。

提案理由でございますが、宜野湾市社会教育施設運営方針に基づく中央公民館図書室の閉室及び施設使用申請手続の見直しに伴い、規則の一部を改正する必要があるためでございます。

では、ピンク色の用紙の議案資料に沿って説明してまいります。

ピンク色の議案資料、黄色の新旧対照表のそれぞれ 1 ページ、お開き下さい。

ピンクの資料 1、規則の主な改正点としまして、1) の図書室の閉室に伴う図書室関連の記載削除についてでございます。令和 6 年 10 月の教育委員会定例会で承認いただきました宜野湾市社会教育施設運営方針に基づき、中央公民館の図書室は市民図書館へ機能統合し、今年度内に閉室する予定でございます。黄色の新旧対照表 1 ページから 2 ページにかけましての第 7 条、図書の館外貸出しの見出しです、第 7 条をご確認ください。

表の左側の改正前、現行です。図書の貸出しに係る手続を規定しておりますので、これを削除、併せて関連する申請書と許可書の様式も削除するものです。これにつきましては、ピンクの資料の 9 ページと 10 ページに、その申請書、様式がございます。

続きまして、ピンクの資料 1、規則の主な改正点の 2) 施設使用申請手続の簡素化及び明確化についてでございます。

①施設使用申請期限の明確化、新旧対照表の 1 ページの第 5 条第 2 項、票の右側にあります改正後(案)の下線を引いた箇所をご覧いただきたいと思います。以下、この項において同じ字句を追加することで、施設予約が可能となる使用日の属する月の 6 か月前の定義を集会所、

集会所以外とともに、使用日の属する月の6月前の月の初日、その日が休館日である場合はその日の翌日とするをいたしております。

続きまして、②施設使用料の減免手続の簡素化についてでございます。

新旧対照表は2ページの第11条第4項、表の右側、改正後（案）をご覧くださいと思います。

使用者が使用料の減免を申請する際、公民館使用申請書、これは様式第1号の1及び1号の2でございますが、そこに免除申請する旨を記載することで可能といたしております。併せて、公民館使用料減免申請書、こちらは様式第7号の1及び第7号の2でございます。それを削除することとしました。改正前は、施設の使用申請時に減免申請する場合には、公民館使用申請書、使用許可後に減免申請する場合には、公民館使用料減免申請書と、申請書を使い分けておりました。そこで、様式を統一することで、施設使用許可の前後にかかわらず、申請者の手続を簡素化できることとなりまして、利用者の利便性が向上するというところでございます。

次に、資料3ページから8ページにかけまして、先ほどの公民館の使用申請書と公民館使用許可書、公民館の使用変更（取消）申請書、公民館の使用変更（取消）許可書の上部枠外に括弧書きで第5条のその後ろに、及び第11条を追加することで、様式統一をすることが確認できると思います。

また、11ページと12ページには、先ほど説明した削除となる公民館使用料減免申請書を示しております。後ほど確認ください。

続きまして、③使用料の還付申請手続の明確化でございます。新旧対照表2ページの下の方、3ページにかけましてある第13条第1項第2号、表の右側、改正後（案）をご覧くださいと思います。

使用料を還付申請できる条件に、期限内に公民館使用変更（取消）申請書、これは様式第3号です。それを提出することを明記しました。改正前は期限内に申し出たときとしておりましたけれども、口頭においても可能と受け止められる可能性もありましたので、使用取消しの申請書の提出が必要であるということを明確化しております。期限内に公民館使用変更（取消）申請書、この様式第3号と公民館使用料還付申請書、様式第8号の両方を提出するよう手続を明確にしております。

戻って、資料の1ページです。

次は2、県内10市の状況についてでございます。

1) 県内10市全て中央公民館に図書室の設置なし、括弧して、既に廃止、またはもともとなしということでございます。令和6年度に県内10市にアンケートを取ったところ、10市全て中央公民館内に図書室の設置がないことを確認しております。別途、図書館を設置していることから、既に廃止、またはもともとなしとのことでございました。

水色の議案書に戻っていただきまして、3ページをお開きください。

附則として施行期日を、そこは公布の日から施行するとしてございます。併せて、経過措置として、年度内は改正前の様式も使用可能とするいたしました。

中央公民館におきましては、年度またがりを含めまして半年先まで予約が可能です。市のホームページからのダウンロード等により、既に今年度分の申請書を準備している方がいるということが想定されることから、併用可能といたしております。

以上が議案第37号の説明となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○大川 実 教育長職務代理者 それでは、本件に対する質疑を許します。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

○一同 質疑なし

○大川 実 教育長職務代理者 それでは、質疑がないようですので、質疑を終わりたいと思いますが、ご異議はありませんか。

○一同 異議なし

○大川 実 教育長職務代理者 ご異議がありませんので、質疑はこれにて終了いたします。

これより宜野湾市立中央公民館の設置、管理及び職員に関する条例施行規則の一部改正について採決をいたします。

本件は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

○一同 異議なし

○大川 実 教育長職務代理者 ご異議ありませんので、本件は原案のとおり可決されました。

これにて日程1、議案第37号を終了いたします。

○大川 実 教育長職務代理者 本日の会議はこれにて閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。